

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 （市町村コード）	小野市 （ 28218 ）
地域名 （地域内農業集落名）	下東条地区 （ 小田下町 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）		26 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積		26 h a
② 田の面積		26 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）		0 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		5 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計		10 h a
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計		26 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		10 h a
（備考）		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

・当地区は東条川を挟んで2つの最寄りに分かれ営農が行われている地域であり、農業従事者の大部分が60歳以上である。他町からの認定農業者（担い手）が一定規模の農地を集約し耕作をしており、この先10年間は現状維持が可能であるが、今後は、一定の離農が見込まれるため、入り作の大規模農家や当該認定農業者と協議を行い農地の集約化や集積をさらに図る必要がある。 ・地域内の耕作者数は45名おり、うち、3名が地域外の認定農業者である。集落営農組織はない。 ・耕作規模別では、3ha以上が2名、1ha以上3ha未満が4名、0.5ha以上1.0ha未満が8名、残りは全て0.5ha未満となる。 ・生産作物については、水稻（一部山田錦）である。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・農業従事者の高齢化が加速する中、入り作営農組合や認定農業者及び同一井堰水系で灌漑する隣接の町と協議をして、広域的な集積・集約を図りながら、持続可能な地域営農の体制を構築する。 ・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・近隣地域の営農組合や認定農業者と事前協議を行い集積・集約化を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20 %	将来の目標とする集積率	30 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・地域営農の担い手と位置付けた大規模農家や認定農業者に集積する農地の団地化のその団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・農地中間管理機構を通じた貸付けを進めつつ、他町の営農組合や営農担い手との協議を行い、農地の集積・集約化を進める。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農家へのアンケート調査や、最寄りの農会協力員による農家の状況把握を通じて、農地中間機構を通じ、担い手への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組
・ほ場の大区画化は段階的な構想であることから、まずは現状の用水路等の管理の省力化や老朽化する農業施設の維持を多面的機能支払交付金を活用して進めることとする。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと相談しながら地域における営農の定着に至るまで切れ目なく支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・作業の効率化が図られる防除作業や収穫作業は、JAや他町の営農組合への委託を進めることとする。また、これまで同様に、田植作業等の基幹作業は継続して進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的に設置するとともに、防止策の設置管理のためのマニュアル化を行い適切に維持管理を行う。
③地域営農の中心担い手となる認定農業者などについて、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。
⑦土地改良施設については、今後も多面的機能支払交付金を活用して、農地や農道等の保全管理の適切な維持管理を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認 農	認定農業者 R	水稻	3.8 ha	－ ha	水稻	4.3 ha	－ ha	黄	+0.5
認 農	認定農業者 B	水稻	0.9 ha	－ ha	水稻	0.9 ha	－ ha	青ふち	
利用者	農業者 1	水稻	1.6 ha	－ ha	水稻	1.6 ha	－ ha	桃	
利用者	農業者 2	水稻	4.5 ha	－ ha	水稻	4.6 ha	－ ha	緑	+0.1
利用者	農業者 3	水稻	1.5 ha	－ ha	水稻	1.7 ha	－ ha	青	+0.2
認 農	認定農業者 M	水稻	1.0 ha	－ ha	水稻	1.0 ha	－ ha	赤ふち	
利用者	農業者 4	水稻	2.6 ha	－ ha	水稻	2.7 ha	－ ha	橙	+0.1
利用者	農業者 5	水稻	0.8 ha	－ ha	水稻	0.8 ha	－ ha	緑ふち	
利用者	農業者 6	水稻	0.5 ha	－ ha	水稻	0.6 ha	－ ha	赤丸	+0.1
利用者	上記以外の農業者	水稻	8.8 ha	－ ha	水稻	7.8 ha	－ ha	黒丸	△1.0
計			26.0 ha	－ ha		26.0 ha	－ ha		

注
1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載して下さい。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載して下さい。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めて下さい。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めて下さい。

5 農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	利用しない		

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。